

第 6 号様式(第 10 条関係)

街並みデザイナー候補者名簿(法人用)					
登録番号	登録日	法人名	主たる事務所の所在地	街並み景観ガイドラインの案の作成に携わる者の氏名	備考

(日本産業規格 A 列 4 番)

第7号様式(第10条関係)

街並みデザイナー候補者名簿登載申請書(個人用)

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名
電話 ()

東京のしゃれた街並みづくり推進条例第24条第2項の規定により、下記のとおり街並みデザイナー候補者名簿への登載を申請します。

記

氏名	
生年月日	
勤務先	

注 申請書には、履歴書、街並み景観づくりの実績報告書、建築意匠又は都市景観に関する学術論文その他の実務経験及び実績等を記載した書類を添付してください。

街並みデザイナー候補者名簿登載申請書(法人用)

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
電話 ()

東京のしゅれた街並みづくり推進条例第 24 条第 2 項の規定により、下記のとおり街並みデザイナー候補者名簿への登載を申請します。

記

1 街並み景観ガイドラインの案に作成に携わる者の氏名

1	所属部署	生年月日
	氏名	備考
2	所属部署	生年月日
	氏名	備考

注 1 街並み景観ガイドラインの案の作成に携わる者が 3 名以上の場合は別紙を添付してください。

2 申請書には、街並み景観ガイドラインの案の作成に携わる者に係る履歴書、街並み景観づくりの実績報告書、建築意匠又は都市景観に関する学術論文その他の実務経験及び実績等を記載した書類並びに街並み景観ガイドラインの案の作成に携わる者が申請を行う法人に在職していることを証する書類を添付してください。

第8号様式の2(第10条関係)

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

街並みデザイナー候補者名簿への登載通知書

年 月 日付けで申請のあった街並みデザイナー候補者名簿への
登載について、東京のしゃれた街並みづくり推進条例第24条第3項の規定により、下記の
とおり登載したので、通知します。

なお、下記の内容に変更等があった場合は、速やかに申し出てください。

記

登載番号	
登 載 日	
氏 名	
住 所	
備 考	

東京都記入欄

(日本産業規格A列4番)

第8号様式の3(第10条関係)

第 号 年 月 日												
殿 東京都知事												
街並みデザイナー候補者名簿への登録通知書												
年 月 日付けで申請のあった街並みデザイナー候補者名簿への 登録について、東京のしゃれた街並みづくり推進条例第24条第3項の規定により、下記 のとおり登録したので、通知します。												
なお、下記の内容に変更等があった場合は、速やかに申し出てください。												
記												
<table border="1"><tr><td>登録番号</td><td></td></tr><tr><td>登 載 日</td><td></td></tr><tr><td>法 人 名</td><td></td></tr><tr><td>主たる事務所の 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>街並み景観ガイド ラインの案の作成 に携わる者の氏名</td><td></td></tr><tr><td>備 考</td><td></td></tr></table>	登録番号		登 載 日		法 人 名		主たる事務所の 所 在 地		街並み景観ガイド ラインの案の作成 に携わる者の氏名		備 考	
登録番号												
登 載 日												
法 人 名												
主たる事務所の 所 在 地												
街並み景観ガイド ラインの案の作成 に携わる者の氏名												
備 考												
<table border="1"><tr><td>東京都記入欄</td></tr></table>	東京都記入欄											
東京都記入欄												

(日本産業規格A列4番)

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

街並みデザイナー選任取消通知書

東京のしゃれた街並みづくり推進条例第24条第4項の規定により、下記の者について街並みデザイナーの選任を取り消したので、通知します。

記

- 1 街並み景観重点地区の名称
- 2 街並みデザイナー氏名又は法人名(登録番号)
- 3 取消しの理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第9号様式(第14条、第17条関係)

街並み景観ガイドライン 〔承認 変更承認〕 申請書	
東京都知事 殿	年 月 日
申請者 主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名	
東京のしゃれた街並みづくり推進条例 〔第27条第1項 第28条において準用する第27条第1項〕 の	
規定により、下記のとおり街並み景観ガイドラインの 〔承認 変更承認〕 を街並み景観ガイド	
ラインの案を添えて申請します。	
記	
1 街並み景観ガイドラインの 名称	
2 街並み景観ガイドラインの 対象となる重点地区の名称、位 置、区域及び面積	
3 街並みデザイナーの氏名又 は名称	
4 街並み景観ガイドラインの 閲覧場所	
5 変更承認申請の場合は変更 の内容等 (該当する場合のみ記入して ください。)	(1) 変更の内容 旧 新 (2) 変更の理由
※東京都受付欄 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	
注 ※のある欄は、記入しないでください。	

(日本産業規格A列4番)

	第 年 月 日
殿	東京都知事
街並み景観ガイドライン	承認 変更承認
東京のしゃれた街並みづくり推進条例	第27条第2項 第28条において準用する第27条第2項
	の規
定により、下記のとおり街並み景観ガイドラインを	承認 変更承認
す。	したので、通知しま
	記
1	街並み景観ガイドラインの名称
2	街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積
3	協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
4	その他

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

街並み景観ガイドライン不承認通知書

東京のしゃれた街並みづくり推進条例第27条第3項の規定により、街並み景観ガイドラインを承認しないことを、通知します。

記

- 1 街並み景観ガイドラインの名称
- 2 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積
- 3 協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 4 承認しない理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

街並み景観協議会変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

街並み景観協議会に変更が生じたので、東京のしゃれた街並みづくり推進条例第29条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 街並み景観重点 地区の名称			
2 変更した内容 (当てはまるものに○を付けてください。)	1 名称	2 代表者氏名	3 主たる事務所の所在地
		旧	新

協議状況報告書

年 月 日

東京都知事 殿

報告者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

重点地区内で建築行為等を行おうとする者に対し、当該建築行為等の計画を街並み景観ガイドラインに適合させるように修正を求めてきましたが、なお適合していないため、東京のしやれた街並みづくり推進条例第 31 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 建築行為等の場所		
2 建築行為等を行おうとする者		
3 街並み景観ガイドラインに適合しない内容		
4 協議の経過 (書ききれない場合は別紙を添付してください。)	年月日	協議の内容

経過報告書		
東京都知事 殿		年 月 日
報告者 主たる事務所の所在地 名称 代表者氏名		
<p>東京のしゃれた街並みづくり推進条例第 30 条第 1 項に規定する協議を事前に行わないで重点地区内で建築行為等を行おうとする者に対し、当協議会と協議を行うように求めてきましたが、求めに応じないため、同条例第 31 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。</p>		
記		
1 建築行為等の場所		
2 建築行為等を行おうとする者		
3 経過 (書ききれない場合は別紙を添付してください。)	年月日	建築行為等を行う者に対して求めた内容

殿

東京都知事

街並み景観ガイドライン承認取消通知書

東京のしゃれた街並みづくり推進条例第 35 条第 1 項の規定により、街並み景観ガイドラインの承認を取り消したので、通知します。

記

1 街並み景観ガイドラインの名称

2 取消事由

(1) 東京のしゃれた街並みづくり推進条例第 43 条の規定により、まちづくり団体の登録を抹消したため

(2) 街並み景観ガイドラインの適切な運用を継続することが困難な状況に至ったと認められるため

具体的内容

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

街並み景観ガイドライン運用状況報告書		
年 月 日		
東京都知事殿		
報告者 主たる事務所の所在地 協議会名称 代表者氏名		
東京のしゃれた街並みづくり推進条例第 36 条の規定により、下記のとおり街並み景観ガイドラインの運用状況を報告します。		
記		
1 街並み景観ガイドラインの名称		
2 運用期間		
3 協議を行った建築行為等の件数及び内訳(建築行為等の種類別の件数)	件 数	件
	建築行為等の種類	種類別件数
内 訳		
4 協議開催日数及び協議延件数(同一の建築行為等に対し、複数回協議を行った場合は建築行為等の件数を上回ります。)	日 件	

第 15 号様式(第 24 条関係)

まちづくり団体登録申請書	
東京都知事 殿	年 月 日
申請者	主たる事務所の所在地 名称 代表者氏名
東京のしゃれた街並みづくり推進条例第 39 条第 2 項の規定により、下記のとおり登録したいので申請します。	
記	
1 まちづくり団体の名称	(フリガナ)
2 まちづくり団体の代表者の氏名	(フリガナ)
3 主たる事務所の所在地	郵便番号 電話 ()
4 地域まちづくり活動の種類 (該当する活動に○を付けてください。)	1 東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則第 23 条第 1 号に規定する活動 2 同条第 2 号に規定する活動
5 街並み景観重点地区又は活動対象地域	
6 地域まちづくり活動の内容	

注 申請書には次の書類を添付してください。

- 1 定款又は寄附行為
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 地域まちづくり活動の種類に応じて次に掲げる書類
 - (1) 東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則第 23 条第 1 号に規定する活動
団体の役員が所有する重点地区内の土地又は建物の登記事項証明書
 - (2) 同条第 2 号に規定する活動
 - イ 登録の有効期間中の活動の内容を記載した活動計画書(別記第 16 号様式)
 - ロ 活用する公開空地等における登録の有効期間中の活用の内容を記載した運営計画書(別記第 17 号様式)
 - ハ 土地及び建物の登記事項証明書等活用する公開空地等を所有し、及び管理する者が確認できる書類
 - ニ 活用する公開空地等を所有し、又は管理する者に代わって当該公開空地等を活用することができる者であることを証する書類(申請者が公開空地等を所有し、又は管理する者でない場合に限る。)
 - ホ 活用する公開空地等及び活動対象地域を明らかにした図面

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 16 号様式(第 24 条関係)

活 動 計 画 書

年 月 日から 年 月 日まで

団体の名称

活動内容	実施予定日、期間	実施予定場所

注 登録有効期間中の年度ごとに、別の用紙で活動計画書を作成してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 17 号様式(第 24 条関係)

運 営 計 画 書

団 体 名	
活動対象地域の面積	ヘクタール
活用する公開空地等の面積	平方メートル

公開空地等の種類	行為(活動内容)	使用面積	実施時期	備 考

注 活用する公開空地等が複数ある場合は、それぞれについて記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 18 号様式(第 25 条関係)

登 録 簿			
登 録 番 号			
団 体 の 名 称			
法 人 の 種 類			
地域まちづくり活動の種類及び概要	種類		
	概要		
代 表 者 の 氏 名			
役 員 の 氏 名			
主たる事務所の所在地等	所 在 地		
	電話番号		ファクシミリ
登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
定款又は寄附行為に定める目的			
街並み景観重点地区又は活動対象地域			
(添付地図の有無)	(有 ・ 無)		

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

まちづくり団体登録通知書

東京のしゃれた街並みづくり推進条例第39条第3項の規定により、まちづくり団体としての登録をしたので、通知します。

記

1 まちづくり団体の名称	
2まちづくり団体の代表者	
3 まちづくり団体が行う地域まちづくり活動の種類	
4 街並み景観重点地区又は活動対象地域	
5 まちづくり団体が行う地域まちづくり活動の内容	
6 登録の有効期間	

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

まちづくり団体登録拒否通知書

年 月 日付けで申請のあったまちづくり団体の登録については、下記の理由により登録を拒否しますので通知します。

記

1 拒否理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

登録内容の変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 登録番号
団体の名称
代表者氏名

下記のとおり登録内容を変更したので、東京のしゃれた街並みづくり推進条例第 41 条の規定により、届け出ます。

記

1 変更した事項 (該当するものに○を付けてください。)	1 団体の名称 2 団体が行う地域まちづくり活動の内容 3 代表者の氏名 4 役員の氏名 5 主たる事務所の所在地 6 定款又は寄附行為に定める目的 7 活動対象地域	
2 変更の内容 (1の変更した事項が2の場合は記入不要)	旧	
	新	
3 変更の理由		
4 変更年月日		

- 注 1 変更した事項に応じて、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 団体の名称、代表者の氏名、役員の氏名又は主たる事務所の所在地 法人の登記事項証明書
 - (2) 第 23 条第 1 号に規定する活動を行う団体の役員 新たに役員となる者が所有する重点地区内の土地又は建物の登記事項証明書
 - (3) 定款又は寄附行為に定める目的 定款又は寄附行為
 - (4) 活動対象地域 活動対象地域を明らかにした図面
- 2 活動計画書又は運営計画書の内容を変更したときは、それぞれ別記第 16 号様式又は第 17 号様式を提出してください。

第22号様式(第31条関係)

まちづくり団体登録更新申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

東京のしゃれた街並みづくり推進条例第42条第1項の規定により、下記のとおり登録の更新をしたいので申請します。

記

1 まちづくり団体の名称	(フリガナ)
2 まちづくり団体の代表者の氏名	(フリガナ)
3 主たる事務所の所在地	郵便番号 電話 ()
4 地域まちづくり活動の種類 (該当する活動に○を付けてください。)	1 東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則第23条第1号に規定する活動 2 同条第2号に規定する活動
5 街並み景観重点地区又は活動対象地域	
6 地域まちづくり活動の内容	

注 申請書には次の種類を添付してください。

- 1 定款又は寄附行為
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 地域まちづくり活動の種類に応じて次に掲げる書類
 - (1) 東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則第23条第1号に規定する活動
団体の役員が所有する重点地区内の土地又は建物の登記事項証明書
 - (2) 同条第2号に規定する活動
 - イ 登録の有効期間中の活動の内容を記載した活動計画書(別記第16号様式)
 - ロ 活用する公開空地等における登録の有効期間中の活用の内容を記載した運営計画書(別記第17号様式)
 - ハ 土地及び建物の登記事項証明書等活用する公開空地等を所有し、及び管理する者が確認できる書類
 - ニ 活用する公開空地等を所有し、又は管理する者に代わって当該公開空地等を活用することができる者であることを証する書類(申請者が公開空地等を所有し、又は管理する者でない場合に限る。)
 - ホ 活用する公開空地等及び活動対象地域を明らかにした図面

(日本産業規格A列4番)

まちづくり団体解散等届出書

年 月 日

東京都知事 殿

報告者 住所

氏名

電話 ()

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

まちづくり団体の解散等について、東京のしゃれた街並みづくり推進条例第 43 条第 1 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出事由

- (1) 団体の解散のため
- (2) 街並み景観重点地区又は活動対象地域において地域まちづくり活動を行わなくなったため

2 上記事由に該当するに至った年月日

3 解散等の理由

別記

第1号様式(第5条関係)

(令元規則27・一部改正)

第2号様式(第6条関係)

(令元規則27・一部改正)

第3号様式(第8条関係)

(令元規則27・一部改正)

第4号様式(第9条関係)

(令元規則27・一部改正)

第4号様式の2(第9条関係)

(平18規則176・追加、令元規則27・一部改正)

第4号様式の3(第9条関係)

(平18規則176・追加、令元規則27・一部改正)

第5号様式(第10条関係)

(平16規則108・平18規則176・令元規則27・一部改正)

第6号様式(第10条関係)

(平18規則176・令元規則27・一部改正)

第7号様式(第10条関係)

(令元規則27・一部改正)

第8号様式(第10条関係)

(令元規則27・一部改正)

第8号様式の2(第10条関係)

(平18規則176・追加、令元規則27・一部改正)

第8号様式の3(第10条関係)

(平18規則176・追加、令元規則27・一部改正)

第8号様式の4(第11条関係)

(平18規則176・追加、平28規則105・令元規則27・一部改正)

第9号様式(第14条、第17条関係)

(令元規則27・一部改正)

第9号様式の2(第15条関係)

(平18規則176・追加、令元規則27・一部改正)

第9号様式の3(第15条関係)

(平18規則176・追加、平28規則105・令元規則27・一部改正)

第10号様式(第18条関係)

(令元規則27・一部改正)

第11号様式(第19条関係)

(令元規則27・一部改正)

第12号様式(第19条関係)

(令元規則27・一部改正)

第13号様式(第20条関係)

(平18規則176・平28規則105・令元規則27・一部改正)

第14号様式(第21条関係)

(令元規則27・一部改正)

第15号様式(第24条関係)

(平19規則242・令元規則27・一部改正)

第16号様式(第24条関係)

(令元規則27・一部改正)

第17号様式(第24条関係)

(令元規則27・一部改正)

第18号様式(第25条関係)

(令元規則27・一部改正)

第19号様式(第26条関係)

(令元規則27・一部改正)

第20号様式(第29条関係)

(平18規則176・平28規則105・令元規則27・一部改正)

第21号様式(第30条関係)

(平19規則242・令元規則27・一部改正)

第22号様式(第31条関係)

(平19規則242・令元規則27・一部改正)

第23号様式(第32条関係)

(令元規則27・一部改正)